

## 私立学校の振興に関する行政評価・監視－高等教育機関を中心として－の勧告に伴う改善措置状況(回答)の概要

### 〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成13年8月～14年12月
- 2 調査対象機関 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、学校法人(87)、私立大学(63)私立短期大学(32)、関係団体等

〔勧告日及び勧告先〕 平成14年12月17日 文部科学省に対し勧告

〔回答年月日〕 平成15年7月7日

### 〔評価・監視の背景事情等〕

- 我が国の私立の大学及び短期大学は、在学する学生数及びその割合が、平成14年5月現在、大学で約201万人、73.8パーセント、短期大学で約24万人、90.8パーセントを占め、高等教育機関の中で大きな役割を担う。一方、少子化による教育対象人口の急減に伴う厳しい経営環境への対応が課題
- 国は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)の趣旨に沿って、私立大学等を設置する学校法人に対し、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を通じるなどして経常費補助金(平成14年度予算約3,200億円)を交付するなど各種振興方策を実施
- 私立大学等においては、役員の選任や理事会等の開催等について、私立学校法(昭和24年法律第270号)等の規定に基づき、適正な管理運営を行うことが必要
- 「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定、同計画改定平成14年3月29日閣議決定)を踏まえ、平成14年11月、第155回国会において第三者認証評価制度の導入等を内容とする学校教育法の一部を改正する法律が成立
- この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、私立大学等について、私学助成事業等の実施状況、学校法人の運営状況、財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況、視学委員の任命・活動状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主な勧告事項	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>1 私学助成事業等の実施状況</p> <p>○ 日本私立学校振興・共済事業団が行う経常費補助金の配分の適正化（勧告）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）に対し、次の事項について指導する必要がある。</p> <p>① 翌年度繰越消費収入超過額（以下「収入超過額」という。）による減額調整については、多額な収入超過額を計上するなど経営の健全性が十分確保されている学校法人が設置している私立大学等について、一般補助を更に大幅に減額する方向で見直すこと。</p> <p>② 収容定員充足率に係る不交付要件の特例措置については、不交付要件を設けた趣旨等を踏まえ、交付対象となる範囲を縮小する方向で見直すこと。</p> <p>（説明）</p> <p>・ 私学事業団は、一般補助の配分を重点的に行うため、収入超過額（企業会計における利益剰余金に相当するもの）の保有状況により減額調整を実施</p> <p>・ 当該学部等における全学年の収容定員に対する在籍学生数の割合（以下「収容定員充足率」という。）が50パーセント以下の場合、補助目的を達成することが期待し難いとして一般補助が原則として交付されないが、例えば当該学部等における当該補助年度の5月1日現在の第一学年の入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）等が50パーセントを超えるなどの場合には、一般補助を継続して特例交付（時限措置なし）</p> <p>① 調査した87学校法人（68大学法人、19短期大学法人）のうち、減額調整の対象となる3億円以上の収入超過額を計上しているのは、33法人（収入超過総額2,209億円）。33法人に対し平成12年度に計71億円の一般補助金を交付</p> <p>33法人のうちi)収入超過額が50億円以上100億円未満は9法人、ii)同100億円以上は4法人。この中には566億円にも上る多額な収入超過額を計上する法人あり（同法人の収入超過額は、仮に在籍学生数が半減し、一般補助の不交付の状況等が続いても20年以上学校運営が可能な額）。同法人に対しても、約5億円の一般補助を交付</p> <p>② 調査した95私立大学等（63大学、32短期大学）のうち、平成12年度において、18学科（8短期大学）について収容定員充足率に係る特例措置による一般補助を交付。しかし、これら18学科のうち、平成13年度において、継続して一般補助の交付を受けている6学科（4校）については、収容定員充足率の改善は見られずむしろ悪化しており、一般補助を継続して特例交付する合理性に欠ける。</p>	<p>→ 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→① 私学事業団は、従来、収入超過額が3億円以上の学校法人に対し、一般補助の交付額の算定に用いる調整係数のうち調整係数C（学生納付金収入に対する教育研究経費支出等の割合）の配点（標準配点50点）を減点することにより、一般補助の減額調整を行っており、平成14年度においては、収入超過額の額に応じ、最大で15点の減点を行うこととしていた。</p> <p>文部科学省は、今回の勧告を踏まえ、私学事業団に対し、平成15年度以降更に大幅に減額するよう見直しを行い、16年度の配分においては、最大で100点の減点を、調整係数Cだけでなくすべての調整係数（調整係数A、同B、同C）の合計点（標準配点100点）から行うよう指導</p> <p>→② 従来、収容定員充足率に係る一般補助の不交付要件の特例措置として、i)当該学部等の入学定員充足率等が50パーセント超であること、ii)教育研究条件の向上のための自主的努力を行っていること、iii)大学等の財務状況について公表していること等の要件を満たしているものについては、収容定員充足率に改善が見られなくても継続して一般補助の交付対象としていたが、私学事業団に対し、平成15年度以降の配分においては、当該特例措置の継続期間について3年間を上限とするよう指導</p>
<p>2 学校法人の運営状況</p> <p>(1) 理事会及び評議員会の運営の適正化（勧告）</p> <p>学校法人に対し、次の事項について指導する必要がある。</p> <p>① 理事会及び評議員会の運営については、寄附行為の規定に沿って、適正に行うこと。</p> <p>② 理事長、監事及び評議員の選任等については、私立学校法等の規定に沿って適正に行うこと。</p> <p>（説明）</p> <p>・ 学校法人の業務は、私立学校法第36条に基づき、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すること、また、同法第41条に基づき、評議員会を置くことが義務付けられ、理事長は、同法第42条に基づき予算、借入金及び重要資産の処分に関する事項等について、あらかじめ評議員会の意見を問かなければならないが、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとする事ができる。</p> <p>・ 監事は、同法第37条第4項に基づき、学校法人の財産の状況、理事の業務執行の状況を監査することなどとされており、理事又は学校法人の職員を兼ねることが禁止</p> <p>調査した87学校法人において、次のとおり、不適正な例あり。</p> <p>① i) 理事会の議決を経ず、また、評議員会の意見を問かず基本金の組入れ又は借入れが行われているもの（2法人）。理事会の議決を経ることなく基本金の組入れ又は借入れが行われているもの（2法人）</p> <p>ii) 諮問機関とされている評議員会の事前の意見を聞くことなしに、理事会において補正予算等について議決が行われているもの（2法人）</p> <p>iii) 諮問機関とされている評議員会を、理事会が議決した後に開催しているもの（10法人）。評議員会が議決機関とされているながら理事会の前に開催しているなど、実質的に諮問機関となっているもの（1法人）</p> <p>② i) 監事が議決機関である評議員会の評議員を兼ねているもの（1法人）</p> <p>ii) 寄附行為の規定に反して評議員を職員から選任しているもの（1法人）</p> <p>(2) 第2号基本金組入れの適正化</p>	<p>→ 平成15年1月29日に実施した私立大学等の事務局長等を対象とした「学校法人の運営等に関する協議会」において、勧告の概要を資料として配布し、理事会及び評議員会の運営の適正化について指導</p> <p>また、各学校法人に対して、今後とも以下のような機会を通じて個別に指導する予定</p> <p>i) 大学、学部、学科、大学院等の設置認可申請があった場合の面接審査及び実地調査</p> <p>ii) 大学、学部、学科、大学院等の設置認可後、完成年度（最初の卒業生を輩出する年度）を迎える年度の実地調査</p> <p>iii) 学校法人運営調査委員による学校法人実地調査</p> <p>iv) i)以外の寄附行為変更認可申請があった場合の審査</p> <p>v) その他必要に応じて</p>

